

事 務 連 絡
平成22年12月17日

都道府県・政令市産業廃棄物主管部（局）長 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について

産業廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき、ありがとうございます。

本日、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定されました（<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13275>）。

改正令におきましては、一の政令市（指定都市、中核市、呉市、大牟田市及び佐世保市。以下同じ。）の区域を越えて産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者の許可に関する事務について、当該政令市の区域を管轄する都道府県知事の事務とすることとしております。また、これに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）につきましても、改正を予定しております。

そこで、資料1として改正令の関係部分の抜粋と現時点での施行規則の改正案の関係部分の抜粋を、資料2-1及び資料2-2として改正令における産業廃棄物収集運搬業許可の合理化に伴う経過措置の内容を、資料3として各方面から照会が多く寄せられた事項に関するQ&A集を、資料4として施行後の許可に係る手続をお示しいたします。

なお、経過措置の内容につきましては、パブリックコメントで頂いた意見等を踏まえ、平成22年10月7日付事務連絡においてお示しした内容に修正を加えております。

今般の合理化により、これまで政令市が行っていた許可に係る事務の一部が都道府県に移行することとなりますが、先般の事務連絡においてお示ししたとおり、政令市におかれましては地域の生活環境に責任を有する主体として、廃棄物処理法上の報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等の権限を引き続き行使することとなります。今後ともこれらの権限を適切に行使していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

施行に当たっては改めて施行通知を發出いたしますが、貴部（局）におかれましては、円滑な施行を行えるよう、よろしく取り計らい願います。

今般の合理化措置に係る改正令及び改正規則

(※改正規則については、現時点での案)

【改正令】

(政令で定める市の長による事務の処理)

第 27 条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の長及び同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市の長並びに呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

- 一 法第 14 条第 1 項及び第 14 条の 4 第 1 項の規定による許可（当該都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可及び産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可を除く。）に関する事務
 - 二 法第 14 条の 2 第 1 項及び第 14 条の 5 第 1 項の規定による変更の許可（前号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務
 - 三 法第 14 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する法第 7 条の 2 第 3 項及び第 4 項並びに法第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する法第 7 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定による届出の受理（第 1 号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務
 - 四 法第 14 条の 3（法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（第 1 号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務
 - 五 法第 14 条の 3 の 2（法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し（第 1 号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務
 - 六 法第 20 条の 2 第 1 項の規定による登録に関する事務
 - 七 法第 23 条の 3 及び第 23 条の 4 の規定による意見の聴取（第 1 号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務
- 2 （略）

附則

(政令で定める市の長による許可に関する経過措置)

第6条 この政令の施行の際現に指定都市の長等の法第14条第1項の許可(以下この項において「市長許可」という。)を受けている者(改正法の施行後に改正法附則第2条の規定に基づきなお従前の例により市長許可を受けた者を含む。)であって、この政令の施行後において当該市長許可の範囲内で産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下同じ。)の収集又は運搬を業として行うには当該指定都市の長等の管轄区域を管轄する都道府県知事の法第14条第1項の許可又は法第14条の2第1項の変更の許可を受けなければならないこととなるものは、当該市長許可に係る法第14条第2項の期間の満了の日までの間は、なお従前の例により当該市長許可の範囲内で産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる。

2 この政令の施行の際現に指定都市の長等の法第14条の4第1項の許可(以下この項において「市長許可」という。)を受けている者(改正法の施行後に改正法附則第2条の規定に基づきなお従前の例により市長許可を受けた者を含む。)であって、この政令の施行後において当該市長許可の範囲内で特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うには当該指定都市の長等の管轄区域を管轄する都道府県知事の法第14条の4第1項の許可又は法第14条の5第1項の変更の許可を受けなければならないこととなるものは、当該市長許可に係る法第14条の4第2項の期間の満了の日までの間は、なお従前の例により当該市長許可の範囲内で特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる。

【改正規則(案)】

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第10条の10 法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 産業廃棄物収集運搬業者にあつては、当該許可をした都道府県知事の管轄区域内の産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る法第14条第1項の許可(当該都道府県知事による同項の許可を除く。第3項において「積替え許可」という。)の有無

2 (略)

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～五 (略)

六 第1項第7号に掲げる事項の変更の届出（新たに積替え許可を受けた場合においてするものに限る。）については、当該積替え許可に係る第10条の2に規定する許可証の写し

第10条の10の2 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、法第14条の2第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による変更の届出をする場合において、当該届出に係る事項が第10条の2又は第10条の6に規定する許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けることができる。

(特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第10条の23 法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四～七 (略)

八 特別管理産業廃棄物収集運搬業者にあつては、当該許可をした都道府県知事の管轄区域内の特別管理産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行う特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る法第14条の4第1項の許可（当該都道府県知事による同項の許可を除く。第3項において「積替え許可」という。）の有無

2 (略)

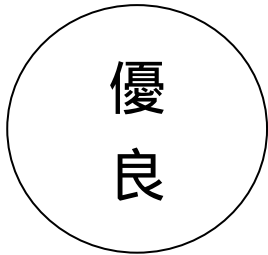
3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～六 (略)

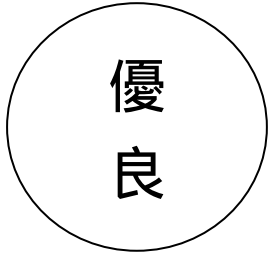
七 第1項第8号に掲げる事項の変更の届出（新たに積替え許可を受けた場合においてするものに限る。）については、当該積替え許可に係る第10条の14に規定する許可証の写し

第10条の23の2 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、法第14条の5第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による変更の届出をする場合において、当該届出に係る事項が第10条の14又は第10条の18に規定する許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けることができる。

許可番号			
産業廃棄物収集運搬業許可証			
住 所			
氏 名			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条第1項	の許可を受けた者である	
ことを証する。	第14条の2第1項		
都道府県知事			印
(市長)			
許可の年月日	年	月	日
許可の有効年月日	年	月	日
1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること)			
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ			
3. 許可の条件			
4. 許可の更新又は変更の状況			
年 月 日 (内 容)			
5. 積替え許可の有無 有・無			
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)			
市名		許可番号	
6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無			
備考			
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。			

許可番号	
産業廃棄物収集運搬業許可証	
住 所	
氏 名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ことを証する。	第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者である
都道府県知事 (市長)	
印	
許可の年月日	年 月 日
許可の有効年月日	年 月 日
1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること)	
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
3. 許可の条件	
4. 許可の更新又は変更の状況	
年 月 日	(内 容)
5. 積替え許可の有無	有・無
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)	
市名	許可番号
6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無	有・無
備考	
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。	

許可番号			
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証			
住 所			
氏 名			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		第14条の4第1項	の許可を受けた者である
ことを証する。		第14条の5第1項	
都道府県知事			印
(市長)			
許 可 の 年 月 日	年	月	日
許可の有効年月日	年	月	日
1. 事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること)			
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ			
3. 許可の条件			
4. 許可の更新又は変更の状況			
年		月	日 (内 容)
5. 積替え許可の有無 有・無			
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)			
市名		許可番号	
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無			
備考			
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。			

許可番号			
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証			
住 所			
氏 名			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の4第1項 第14条の5第1項	の許可を受けた者である	
ことを証する。			
都道府県知事 (市長)		印	
許可の年月日	年	月	日
許可の有効年月日	年	月	日
1. 事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること)			
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ			
3. 許可の条件			
4. 許可の更新又は変更の状況			
年		月	日
(内 容)			
5. 積替え許可の有無 有・無			
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)			
市名		許可番号	
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無			
備考			
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。			

産業廃棄物収集運搬業許可の合理化に伴う経過措置について

<改正令附則第 6 条の適用される期間>

平成 23 年 4 月 1 日から従前の許可の有効期間までの間。

<改正令附則第 6 条の適用対象者>

改正令の施行の際現に指定都市の長等の許可を受けている者であって、改正令の施行後において従前の許可の範囲内で業を行うためには、当該指定都市の長等の管轄区域を管轄する都道府県知事の許可又は変更の許可を受ける必要がある者。

－具体例－

A 県内において、b 市（がれき、積替えなし）及び c 市（がれき、積替えなし）の許可を有しているが、A 県の許可は有していない者

改正令の施行後において従前通り b 市及び c 市で業を行うためには、新たに A 県の許可を受ける必要がある。

A 県内において、A 県（がれき、積替えなし）及び b 市（がれき及び金属くず、積替えなし）の許可を有している者

A 県の許可の事業の範囲の方が b 市の許可の事業の範囲よりも狭いため、改正令の施行後において従前通り b 市で業を行うためには、A 県の変更の許可を受ける必要がある。

b 市及び c 市は、A 県内の指定都市

<改正令附則第 6 条の考え方>

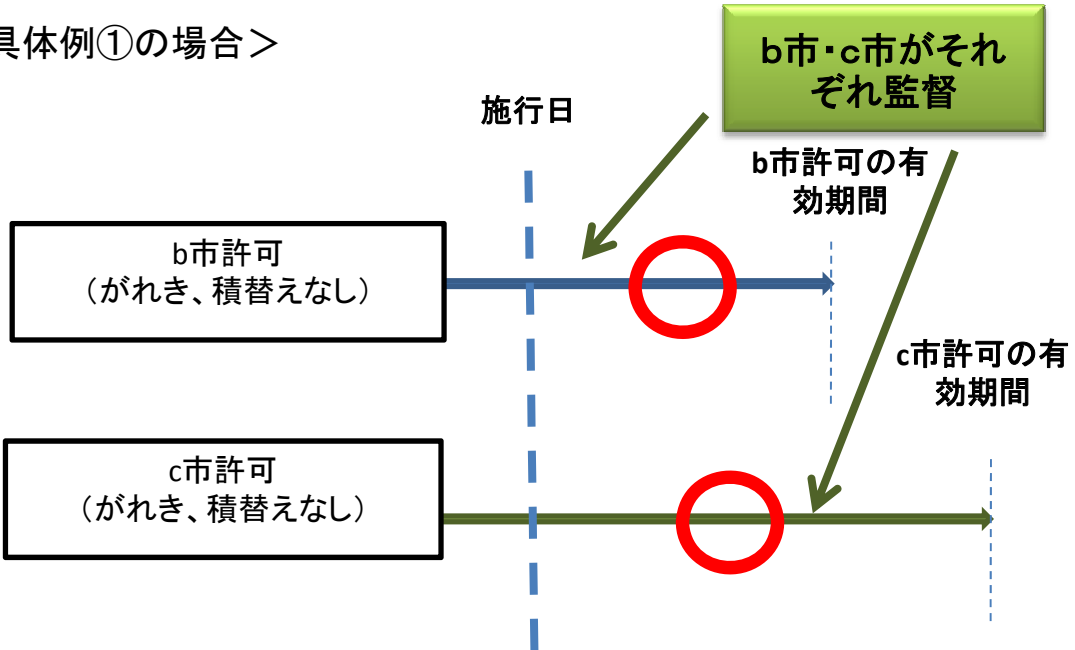
- (1) 具体例①における b 市及び c 市、具体例②における b 市は、施行日以降は、当該収集運搬業者の許可権者ではなく、具体例①における b 市及び c 市の許可、具体例②における b 市の許可は、施行と同時に失効することとなることから、当該規定を設けることにより従前の許可の範囲内で引き続き業を行うことができることとした。
- (2) 当該規定の適用対象者であった者が、その後、具体例①において A 県（がれき）の許可を受けた場合又は具体例②において A 県の金属くず追加の変更許可を受けた場合には、その時点で、当該規定の適用対象者ではなくなり、具体例①における b 市及び c 市の許可、具体例②における b 市の許可は失効することとなる。
- (3) 当該規定の適用対象者については、許可に関する全ての事務が従前通りとなることから、当該規定の適用期間中は、当該適用対象者に対する許可の取消しや事業停止命令等の指揮監督権限については、引き続き、従前の許可権者である指定都市の長等が行使することとなる。

◆経過措置についてのイメージ図

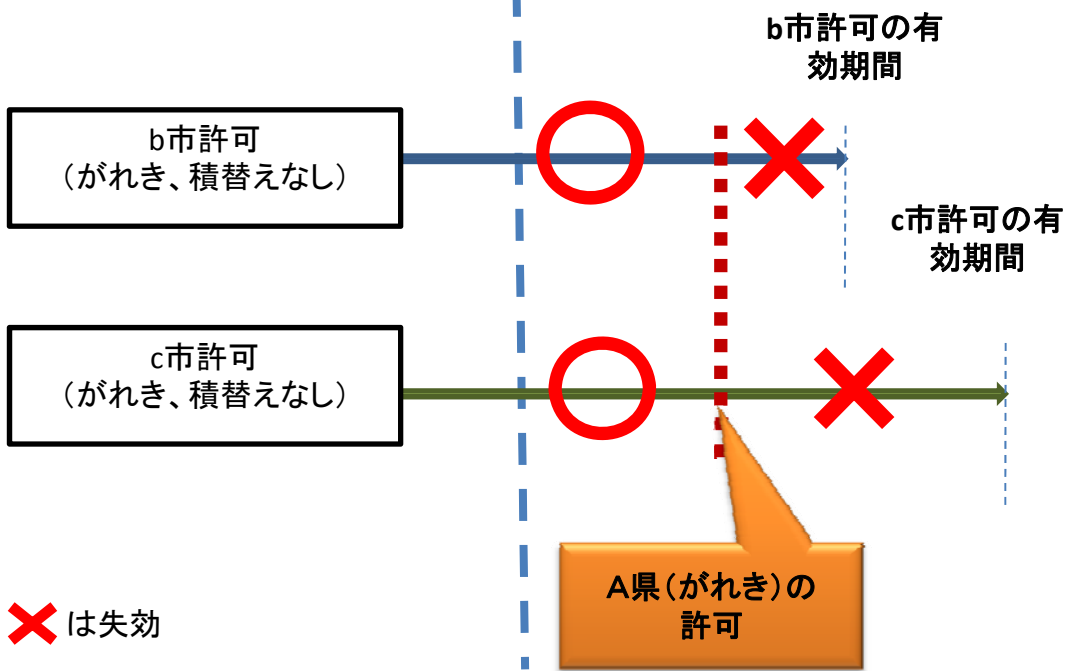
資料2-2

b市及びc市は、A県内の指定都市

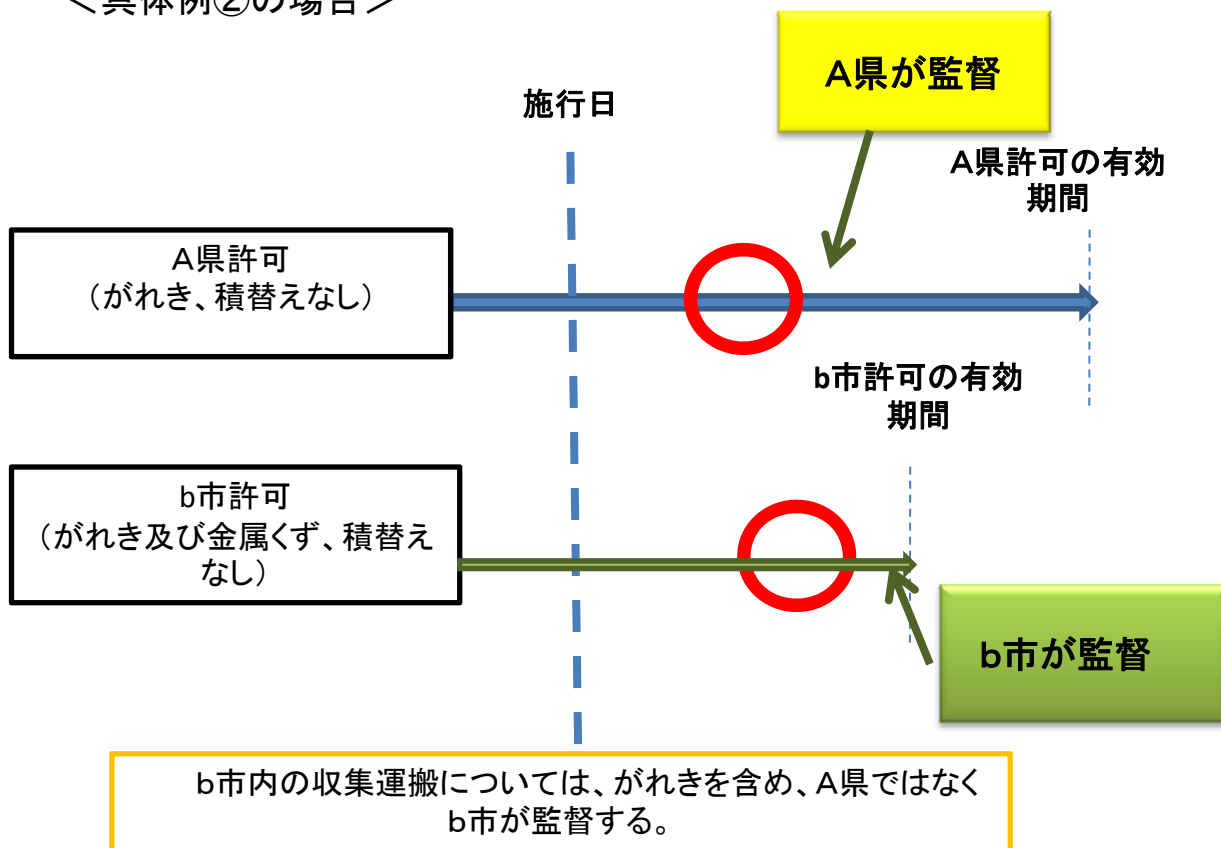
<具体例①の場合>



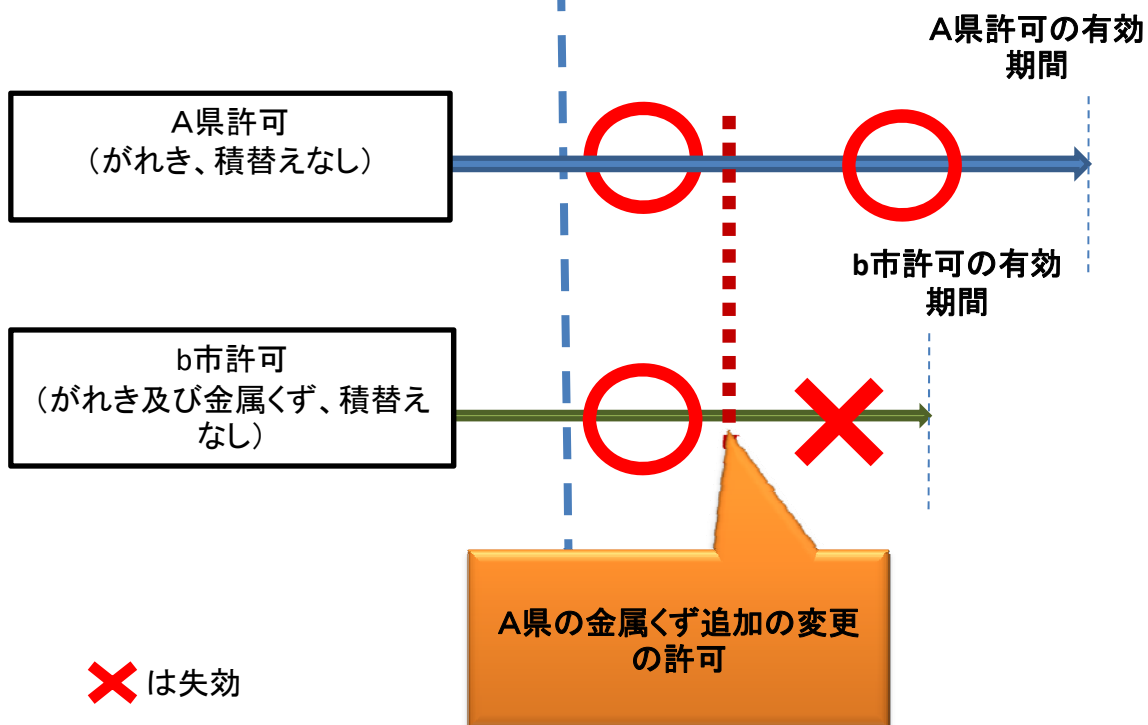
<ただし、以下の場合に至ったときは、改正令附則第6条の適用対象外となる。>



<具体例②の場合>



<ただし、以下の場合に至ったときは、改正令附則第6条の適用対象外となる。>



各方面から照会が多く寄せられた事項に関する Q & A 集

※ b 市及び c 市は、A 県内の政令市
e 市は、D 県内の政令市

Q 1. 収集運搬業者が A 県内では b 市のみ、D 県内では e 市のみで収集運搬業を行おうとする場合には、誰の許可を取る必要があるのか。

A 1. b 市及び e 市の許可を取る必要がある。

(理由) 今回の合理化措置の対象となるのは、あくまでも、同一都道府県内において一の政令市の区域を越えて収集運搬業を行おうとする者に係る許可であり、Q 1 の者は、A 県及び D 県内では、それぞれ一の政令市の区域内において収集運搬業を行っているため。

Q 2. 一の政令市の区域を超えて収集運搬を行う業者が、同一政令市内のみで積み下ろす行為は A 県の許可のみで足りるか。

A 2. A 県の許可のみで足りる。

(理由) 一の政令市の区域を越えて収集又は運搬を行っているか否かは、個々の行為ではなく、許可を受ける者が行おうとする業全体として判断されるため。

Q 3. 一の政令市の区域を超えて収集運搬を行う意思はあるが、実際に受託した収集運搬が b 市に限られる場合、A 県の許可のみで足りるか。

A 3. A 県の許可のみで足りる。

(理由) 一の政令市の区域を越えて収集又は運搬を行っているか否かは、実際に行った収集運搬行為ではなく、許可を受ける者が行おうとする業全体として判断されるため。

Q 4. A 県許可（金属くず、積替えなし）と b 市許可（がれきについては積替えあり、金属くずについては積替えなし）を受けている収集運搬業者が b 市内において金属くずの運搬を行う場合、監督は誰が行うのか。

A 4. b 市が行う。

(理由) 積替えを行う区域において業として行われる収集運搬業については、従前通りの扱いとなるため。

参考：廃棄物処理法施行令第 27 条第 1 項第 1 号

(政令で定める市の長による事務の処理)

第 27 条

一 法第 14 条第 1 項及び第 14 条の 4 第 1 項の規定による許可（当該都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可及び産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可を除く。）に関する事務

Q 5. A 県の積替えありの許可を受けた場合、b 市及び c 市での積替えを伴わない収集運搬は可能か。

A 5. 可能。

Q 6. A 県の積替えなしの許可と b 市の積替えありの許可を受けた場合、c 市において積替えを伴わない収集運搬を行うことは可能か。

A 6. 可能。

資料 4

施行後の許可に係る手続

積み替えなしの許可を有している

積み替えありの許可を有している × 許可を有していない
b市及びc市は、A県内の政令市
e市及びf市は、D県内の政令市

	許可取得状況	行為	必要となる法的手続	許可の効力
1	A県、 b市 ×、 c市 ×	新たにb市で収集運搬(積み替えあり)を行う。	b市に許可申請(積み替えあり)をする。 A県に変更の届出をし、許可証の書換えを受ける。	(A県、b市、c市 ×) 現状においてA県許可により、b市を含むA県内全域で収集運搬(積み替えなし)を行うことが可能であったが、b市許可(積み替えあり)により、b市内での積み替えが可能となる。この場合、A県許可はb市を除く区域を対象とした許可となる。
2	A県、 b市、 c市 ×	b市での積み替えをやめる。	b市に一部廃止の届出を行う。 A県に変更の届出をし、許可証の書換えを受ける。	(A県、b市 ×、c市 ×) 現状においてA県許可により、b市を除くA県内で収集運搬(積み替えなし)を行うことが可能であったが、b市内での積み替えをやめることに伴い、b市許可が失効することとなる。この場合、A県許可はb市を含むA県内全域を対象とした許可となる。
3		新たにc市で収集運搬(積み替えあり)を行う。	c市の許可(積み替えあり)を受ける。 A県に変更の届出をし、許可証の書換えを受ける。	(A県、b市、c市) 現状においてA県許可により、b市を除くA県内で収集運搬(積み替えなし)を行うことが可能であったが、c市許可(積み替えあり)により、c市内での積み替えが可能となる。この場合、A県許可はb市及びc市を除く区域を対象とした許可となる。
4	A県、 b市、 c市	b市での積み替えをやめる。	b市に一部廃止の届出を行う。 A県に変更の届出をし、許可証の書換えを受ける。	(A県、b市 ×、c市) 現状においてA県許可により、b市及びc市を除くA県内で収集運搬(積み替えなし)を行うことが可能であったが、b市内での積み替えをやめることに伴い、b市許可が失効することとなる。この場合、A県許可はc市を除く区域を対象とした許可となる。

5	A県 x、 b市、 c市 x		新たにA県で収集運搬(積替えなし)を行う。		A県の許可(積替えなし)を受け る。	(A県、b市、c市x) 現状においてb市許可により、b市内で収集運搬(積替えあり)を行うことが可能であったが、A県許可(積替えなし)により、b市を除くA県内での収集運搬(積替えなし)が可能となる。
6			新たにc市で収集運搬(積替えあり)を行う。		c市の許可(積替えあり)を受け る。	(A県x、b市、c市) 現行制度から変更なし。
7	A県 x、 b市、 c市 x		新たにA県で収集運搬(積替えなし)を行う。		A県の許可(積替えなし)を受け る。	(A県、b市x、c市x) 現状においてb市内のみで収集運搬(積替えなし)を行うことが可能であったが、A県許可(積替えなし)により、b市を含むA県内全域での収集運搬(積替えなし)が可能となる。この場合、b市許可が失効することとなる。
8			新たにb市で積替えを行う。		b市の変更許可(積替えなしから積替えありへ)を受け る。	(A県x、b市、c市x) 現行制度から変更なし。
9			新たにc市で収集運搬(積替えあり)を行う。		c市の許可(積替えあり)を受け る。 A県の許可(積替えなし)を受け る。	(A県、b市x、c市) 現状においてb市内のみで収集運搬(積替えなし)を行うことが可能であったが、c市許可(積替えあり)により、当該者は同一都道府県内の一の政令市の区域を越えて収集運搬を行う者に該当することから、新たにA県許可(積替えなし)を受けることが必要となり、A県許可により、A県内のc市を除く区域内において収集運搬(積替えなし)が可能となる。この場合、b市許可が失効することとなる。

10			新たにA県で収集運搬(積替えあり)を行う。	A県の許可(積替えあり)を受け る。	(A県、b市、c市) 現行制度から変更なし。
11	A県 x、 b市、 c市		b市での積替えをやめる	b市に一部廃止の届出を行う。 A県の許可(積替えなし)を受け る。	(A県、b市x、c市) 現状においてb市及びc市内で収集運搬(積替えあり)を行うことが可能であったが、b市内での積替えをやめることに伴い、新たにA県許可(積替えなし)を受けることが必要となり、A県許可により、A県内のc市を除く区域内において収集運搬(積替えなし)が可能となる。この場合、b市許可が失効することとなる。
12			新たにA県で収集運搬(積替えあり)を行う。	A県の許可(積替えあり)を受け る。	(A県、b市x、c市x) A県許可(積替えあり)により、A県内全域での収集運搬(積替えなし)及びA県のb市及びc市を除く区域内での積替えを行うことが可能となる。
13	A県 x、 b市 x、 c市 x		新たにb市で収集運搬(積替えあり)を行う。	b市の許可(積替えあり)を受け る。	(A県x、b市、c市x) 現行制度から変更なし。
14			新たにb市で収集運搬(積替えなし)を行う。	b市の許可(積替えなし)を受け る。	(A県x、b市、c市x) 現行制度から変更なし。
15	A県 x、 b市 x、 c市 x、 D県 x、 e市 x、 f市 x		新たにc市及びe市で収集運搬(積替えなし)を行う。	c市及びe市の許可(積替えなし)を受け る。	(A県x、b市x、c市、D県x、e市、f市x) 現行制度から変更なし。
16			新たにc市、e市及びf市で収集運搬(積替えなし)を行う。	c市及びD県の許可(積替えなし)を受け る。	(A県x、b市x、c市、D県、e市x、f市x) 当該者は、A県内においては一の政令市の区域内、D県内においてはe市及びf市の二以上の政令市の区域において収集運搬(積替えなし)を行うこととなることから、c市及びD県の許可(積替えなし)が必要となる。この場合、D県許可は、D県内全域を対象とした許可となる。